



# 町税の完納に協力ください

町では、毎年12月を「町税完納月間」、県では「県下一斉国保税滞納整理月間」と定め、町税・保険料の徴収を強化しています。

町税・保険料が、各期の納期限までに納付がされない場合は、「滞納処分」を行います。

町税や保険料は、町の教育や福祉、介護、ごみ処理、道路・港湾などの社会資本整備や消防および救急などの公共サービスを行ううえで大切な財源です。各期の納期限までに必ず納付してください。

※令和6年度中の財産差し押さえ実績	預貯金	32件
	給与	10件
	出資金	4件
	年金	1件
	生命保険	1件
	太陽光発電収入	2件
・その他（交付要求）		1件

## ④ 差し押さえ

調査・捜索により発見した財産を差し押さえます。財産の対象は、預貯金や給与、保険契約、動産（軽自動車・電化製品・美術品・骨董品など）、不動産（普通自動車を含む）、取引上の売掛金などが該当します。

## ⑤ 換価

差し押された財産を取り立てや公売を通じてお金に換え滞納された税金に充当します。

## ◇ 滞納処分の流れ

### ① 督促

納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送して10日を経過した日までに納付されない場合は、「財産を差し押さえなければならない」とされています。

### ② 催告

自主納付を促すために文書や訪問により催告を行います。ただし、催告は差し押さえするための必須要件ではありませんので、①に基づき差し押さえを行う場合もあります。

### ③ 調査・捜索

金融機関や生命保険会社、勤務先、取引先などに対しても財産の有無や取引内容の調査を行います。必要に応じて、自宅や会社を対象に財産の捜索を行う場合もあります。

## Q & A

### Q1

納期限が過ぎているものがあるが、令和7年度の税金なので12月までに払えばいいのでは？

### A1

町税・保険料は各期の納期限までにお支払いください。納期限内で完納にならない場合は、滞納処分の対象となります。払い忘れは、完納月間を機会に早めの納付をお願いします。

借り入れの返済が厳しく、税金を納められません。

### Q2

調査で、勤務先や取引先に滞納があることを知られてしまった。

### A2

納税は憲法により国民の義務と定められているほか、法令により他の支払いより優先されることになります。

特段の事情がある場合は、相談してください。

### A3

税金を滞納すると、法令により全ての財産に対する調査権限が、徴税吏員（税務課職員）に発生します。調査先は権限による調査に協力しなければなりません。調査先に滞納があることが知られてしまう可能性がありますが、調査は個人情報保護法には抵触しません。

問い合わせ先  
役場税務課管理収納係  
☎ (86) 1172 [直通]

